

広島国際会議場消防用設備保守点検業務仕様書

この委託業務は、広島国際会議場（以下「会議場」という。）に設置された消防用設備を、消防法（昭和23年法律第186号）その他関係法令に基づき、保守点検を行うものである。

1 業務対象建築物

- (1) 名称・所在地
広島国際会議場
広島市中区中島町1番5号
- (2) 建物概要
鉄骨鉄筋コンクリート造
地下2階地上3階建
延床面積 24,649.02 m²

2 消防用設備の種類

別表1～別表2のとおり

3 業務内容

- (1) 消防法第17条の3の3に基づく施設の消防用設備の点検及びその結果の報告

区分	点検項目
6か月点検	機器点検（作動点検，外観点検，機能点検）
1年点検	機器点検（作動点検，外観点検，機能点検），総合点検

- (2) 前号の業務に付随する次の部品等の取替え，充填及び調整

区分	内容
保守用部品	電球，ヒューズ，ビス，ゴムパッキン，スイッチ，保護カバー等，保護タイヤ等
詰替薬剤等	放射テスト用の泡又は粉末薬剤（ボンベを含む），封印

※機器の不具合、スプリンクラー配管圧力の調整などに対応すること。

- (3) 実施時期

6ヶ月点検（第1期：4月～9月）1回，1年点検（第2期10月～3月）1回

- (4) 消防訓練への協力

受注者は、発注者が年1回、会議場関係職員が参加して行う消防訓練に際し、次のとおり協力すること。

ア 消防訓練への立会及び自動火災感知器の発報作業の実施

イ 消防訓練と併せて行う、模擬初期消火訓練に使用する水消火器の提供。（3本程度）

4 業務実施に当たっての留意事項

受注者の従業員の遵守事項は、次のとおりとする。

- (1) 発注者は、業務の実施にあたっては、一般財団法人広島県消防設備協会が行う消防用設備等点検業務立会制度を利用する場合がある。
- (2) 受注者は、業務の実施にあたっては、点検又は整備を行う消防用設備等に応じた消防設備士又

は消防設備点検資格者等の有資格者を従事させるものとする。

- (3) 従業員は、受注者の名前入りの統一した衣服を着用すること。
- (4) 業務の実施に当たっては、発注者と事前に協議して、業務の日時、作業方法等を決定すること。
- (5) 勤務中は、服装を正しくし、入館者に対しては礼儀正しく対応すること。
- (6) 休憩は、指定した場所で行うこと。

5 報告事項等

- (1) 受注者は、あらかじめ発注者に対し、現場責任者及び従事者の名簿を所定の様式により提出するものとする。現場責任者又は従事者に変更があった場合も同様とする。
- (2) 委託契約約款第6条に定める委託業務実施計画書は、年間計画書とし、3月25日までに（履行期間の初年度については、契約締結から10日以内）所定の様式により提出して、発注者の承認を受けるものとする。
- (3) 委託契約約款第12条第1項に定める委託業務実施報告書は、役務の提供後10日目に当たる日までに所定の様式により提出するものとする。

6 検査完了期日（期限）

発注者による検査完了期日（期限）は、業務が完了した日から起算して20日目（ただし、実施報告書を受領した日から起算して10日目に当たる日が早く到来する場合は、当該日）とする。ただし、これらの日が3月31日を超える場合は、3月31日とする。

7 費用の負担

費用の負担は、次のとおりとする。

- (1) 受注者は、業務に必要な限度で、会議場の施設及び設備を無償で使用することができる。
- (2) 業務に要する経費のうち、次のものは発注者の負担とする。
電気料及び水道料
- (3) 業務に要する経費のうち、次のものは受注者の負担とする。
前号以外の業務に必要な経費

8 その他

この仕様書に疑義があるとき、又は定めのない事項については、発注者と受注者が協議して定めるものとする。